

藤沢市立善行小学校“えがお”のための基本方針

2022年4月 改訂

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

【いじめ防止対策推進法 第2条1項 / 藤沢市子どもをいじめから守る条例 第2条より】

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、当該行為の対象となった児童がその行為に気づいていない場合でも、気づいたときに心身の苦痛を感じるものも「いじめ」に当たります。

「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった児童の立場に立って、その児童が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(いじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。子どもの権利条約に基づき、子どもの人権の尊重および確保を目的とし、適切な救済に努めます。

本校では、「いじめはしない、させない、許さない」ことを、これまでと同様に指導し、いじめの未然防止・早期発見・早期解決に全教職員で取り組みます。

本校の学校教育目標である「ともに学びあい、心豊かな人となる」ように、家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの人々の目で見守られて成長できるように努めます。

また、近年インターネット等の急速な普及や価値観の多様化、ストレスなど、児童をとりまく環境が大きく変わり、いじめの態様も複雑化していることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、「いじめはしない、させない、許さない」という姿勢を示し、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティ作りに努めます。

(いじめの禁止)

本校児童は、いじめを行ってははいけません。

- ・どんな理由があっても、相手を傷つけたり、相手が嫌な気持ちになる行為をしてはいけません。
- ・ほかの児童に対して行われるいじめに気付いていながら放置してはいけません。

本校児童は、自分も仲間も大切にし、いのちを大切にします。

(学校および教職員の責務)

すべての児童が安心して学習およびその他の活動に取り組めるように、保護者や地域、関係機関と連携をしながら、学校全体で教職員一丸となって、いじめの未然防止と早期発見に取り組みます。また、いじめが疑われる場合は迅速に対処するとともに、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

児童一人ひとりの発達段階に応じた規範意識を身につけさせ、「生命を尊ぶ心」や「人を思いやる気持ち」を育

むためには、学校教育だけではなく家庭での取り組みも重要です。さらに近年インターネットやSNSの急速な普及によって学校だけでは対応できないことがあります。よって、学校と家庭が共通の認識をもって連携することが、いじめの未然防止に大きく影響するものと考え、日常から家庭との連携を行います。いじめの問題に対応する際は、家庭と十分に連携をとり、問題を解決していきます。

（地域との連携）

いじめの未然防止には、子どもたちの自己有用感を育てることが大切です。多様な価値観に気づかせたり、自分の存在を認められたりするよう、いろいろな大人と触れ合う機会を設けます。そのために、本校はPTAや関係団体、地域と連携して、地域全体で児童を見守る体制を構築していきます。

（児童会活動）

委員会活動などを通して、児童自らが行ういじめ防止活動を支援し、児童と一緒にいじめ防止に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

（いじめの未然防止のための取り組み）

- ・学校の教育活動全体を通じて、児童の豊かな心や自分も仲間も大切にすることを育み、よりよい人間関係を築くコミュニケーション能力を養うため、学校教育目標の具現化に努めます。
- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育および体験活動等の充実を図ります。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることから、一人一人を大切にしたい分かります。授業づくりに努めるとともに、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。
- ・いじめは決して許さないということについて、校内研修や職員会議を通じて共通理解を図り、組織的に対応します。

（いじめの早期発見のための取り組み）

- ・いじめを早期に発見するために児童に対して定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①児童対象 学校生活アンケート（年2回） 学校作成アンケート（年1回）
 - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（必要に応じ、随時）
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①学級担任や児童支援担当（いじめ防止担当者、教育相談コーディネーターを含む）等その他職員との面談
 - ②スクールカウンセラーとの面談
 - ③藤沢市子ども相談フォーム
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を学校以外にもできるように、相談窓口を次に記載します。

藤沢市いじめ相談ホットライン 0466-25-2500
藤沢市いじめ相談メール <https://www1.fujisawa-kng.ed.jp/index.cfm/1,1264,8,15,html>
藤沢市学校教育相談センター 0466-90-0660
24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター） 0120-0-78310 0466-81-8111
- ・「見えにくい」タイプや「暴力を伴わない」タイプのいじめを発見するために、普段から児童の心身の健康状態を把握するよう教育活動を展開します。

（いじめの早期解決のための取り組み）

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにその行為をやめさせ、児童の安全を確保します。
- ・いじめに係る相談・通報を受けた場合は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、事実の有無を組織的に確認します。
- ・いじめの事実確認をした結果は、いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に報告する等、いじめの事案に係る情報を関係保護者に共有するために必要な措置を講じます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため「いじめ対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導及び支援と、その保護者に対する助言等を継続的に行います。
- ・いじめを受けた児童への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- ・いじめを行った児童に対する指導は、その児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- ・いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめを行った児童の学習権に十分に配慮した上で、いじめを行った児童に対し、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講じます。
- ・いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・はやしたてたり、同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた児童、いじめを行った児童については、日常的に注意深く観察します。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

（道徳教育・人権教育の充実）

いじめ防止のために、道徳をはじめ教科や特別活動の中で考え、議論することにより、子どもたちの心の豊かさを培うとともに、児童が主体的に取り組む体験活動を通じて「自分を大切にするとともに、他の人を大切にする」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成します。

（情報モラル教育の推進）

インターネットやSNS上のいじめ防止に向け、情報モラル教育を計画的に実施します。4、6年では外部講師による携帯電話教室を行います。また、PTAとの協力で、保護者や教職員に対する啓発活動や研修を状況に応じて可能な限り継続して実施します。

3 いじめ対策委員会の設置

いじめ防止対策推進法第22条および藤沢市子どもをいじめから守る条例に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処等に関する措置を行うために、「いじめ対策委員会」を設置します。

（いじめ対策委員会の構成）

- ・委員は、校長・教頭・児童支援担当教諭（教育相談コーディネーター・いじめ防止担当者等）・養護教諭・児童指導部職員・スクールカウンセラーで構成します。
- ・実態に合わせて、第三者（スクールソーシャルワーカー・スクールサポーターなど）の参加を含め、構成メンバーを柔軟に検討します。

(活動内容)

- ・学校いじめ基本方針に基づく取り組みに係る年間計画の作成、実施、実施状況の検証
- ・児童や保護者からの相談や地域住民等からの通報の窓口
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ・いじめの疑いのある情報があつた際の緊急会議の開催
- ・事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ・いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童の保護や支援、対応方針の決定
- ・いじめを行った児童に対する指導、支援、対応方針の決定
- ・いじめを受けた児童の保護者との連携
- ・いじめを行った児童の保護者との連携
- ・他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取り組み
- ・学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

(いじめ対策委員会の会議開催)

月に1回開催します。緊急に対応が必要な場合には、その都度開催します。

4 重大事態への対処

(重大事態発生の報告)

学校は、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

(重大事態の調査)

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて断続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

(いじめを受けた児童及び保護者への情報提供)

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめの実態把握およびいじめの措置を適切に行うため、いじめの防止等の取り組みについて学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。